

第44回香川県環境影響評価技術審査会 会議録

- 1 日時 令和7年12月16日（火）13時30分～15時20分
- 2 場所 香川県庁本館12階第2会議室（香川県高松市番町四丁目1番10号）
- 3 出席委員 6名
- 4 欠席委員 3名
- 5 その他の出席者

・事務局

香川県環境森林部環境政策課 3名

・事業者

〔議題1〕

四国電力株式会社 6名

株式会社四電技術コンサルタント 2名

〔議題2〕

坂出LNG株式会社 5名

株式会社四電技術コンサルタント 2名

6 議題

- (1) 坂出発電所5号機建設設計画について
(環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書)
- (2) 坂出LNG基地増設計画について
(香川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書)

7 議事の経過

別紙のとおり

(別紙) 議事の経過

委員	<p>会議に入る前に、会議の傍聴希望者について報告する。</p> <p>本会議の開催を周知したところ、3名の傍聴希望者が来ている。</p> <p>また、事業者の四国電力株式会社のほか、環境影響評価方法書の作成に関わる株式会社四電技術コンサルタントの会議への出席について、「香川県環境影響評価技術審査会運営規程」に従い、審査会にお諮りする。</p> <p>傍聴希望者の入室と、四国電力株式会社ほかの会議への出席について、許可してよろしいか。</p> <p>(委員了承)</p> <p>では、入室を許可する。</p> <p>(傍聴者・事業者入室)</p>
事務局	<p>ただ今から、第 44 回香川県環境影響評価技術審査会を開催する。本日の出席状況について報告する。本日はご都合により、3名がご欠席である。</p> <p>なお、本審査会の出席者数は、9名中 6名で、香川県環境影響評価技術審査会運営規程に定める「委員の 2 分の 1 以上の出席」の要件を満たしているので、本日の審査会は成立していることを報告する。</p> <p>それでは、審査会運営規程第 2 条第 1 項の規定により、会長が議長となって議事を進行していくだく。</p>
委員	<p>委員の皆様方には、御多忙のところお集まりいただき、感謝申し上げる。</p> <p>今回は「坂出発電所 5 号機建設設計画」の環境影響評価方法書と「坂出 LNG 基地増設計画」の環境影響評価方法書について審議を進めたいと考えている。</p> <p>議事に入る前に、私の方から本日の会議録の署名委員を指名する。</p> <p>会議録の署名は、○○委員と○○委員にそれぞれお願ひしたいが、よろしいか。</p> <p>(署名委員了承)</p> <p>では、議事を進める。事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	(資料 1-1 について説明) 資料 1-2 ・ 資料 1-3 については、事業者から説明をお願いする。
事業者	(資料 1-2 ・ 資料 1-3 について説明)
事務局	(資料 1-4 ・ 資料 1-5 について説明)
委員	それでは、事務局からの説明のあった内容を参考にしながら、議論を深めたいと思う。
委員	事業者への質問や答申案に関する意見はあるか。
委員	<p>建設予定地の土地の利用履歴と、その土地における土壌汚染をどのように判断しているのかお聞きしたい。</p> <p>今回建設する 5 号機の建設予定地は、2 号機リプレースの際に購入した土地である。</p> <p>2 号機リプレースの環境影響評価の際の議論では、購入する土地が更地であったため、土壌汚染のおそれではなく、工事においても土壌汚染の拡散のおそれはないという判断で、方法書の項目から外れていた。しかし、その後、環境影響評価とは別に、土壌汚染の調査を行った結果、敷地の一部で有害物質が確認されたということがあったと思う。</p> <p>今回の建設設計画では、2 号機リプレースと同じ敷地内で建設するにも関わらず、この土壌汚染に関する記載がないのは不自然である。</p>
事業者	<p>方法書 96 ページだが、今回の建設予定地については、2 号機リプレース時に建設用地として当時他事業者が所有する土地を取得しており、ご指摘のとおり、5 号機はその土地の一角に建設する計画である。</p> <p>また、方法書 219 ページだが、対象事業実施区域には特定有害物質によって汚染されている区域である要措置区域等の指定はなく、現状として土壌汚染は発見されていないことをお示ししている。</p>
委員	<p>方法書 96 ページに、他事業者が所有していた時の状況も記載し、当時の土壌汚染の調査した結果の情報についても説明すべきではないか。</p> <p>また、方法書 219 ページでは、対象事業実施区域の周辺で要措置区域等がないので、対象事業実施区域でも土壌汚染はないものと考えるということか。直接結びつかないのではないか。</p>
事業者	まず 2 点目についてだが、方法書 219 ページは、対象事業実施区域の周辺では要措置区域等があるが、対象事業実施区域では要措置区域等がない、ということを説明している。

	<p>また、1点目の方法書96ページについて、土地を購入する前の記載については、準備書にて記載することとしたい。</p> <p>実際の経緯を申し上げると、2号機リプレース時に、当時の土地所有者が土壤汚染の調査を行った結果、今回の建設予定地の南側の一部で基準を上回る鉛が検出された。この土壤汚染については、土地所有者が県に報告した上で、土地売買までに土壤を入れ替えて浄化措置を行い、当社が取得した時には清浄な状態となっていた。</p>
委員	<p>今、口頭で説明された情報がなければ、建設予定地の造成等の施工による一時的な影響において、有害物質の汚染のおそれがあるということで、調査項目として選定するべきであると強く思う。</p>
事業者	<p>当社としては、方法書に記載できていなかった部分もあるが、購入した時には清浄な状態で購入しているため、施工による土壤汚染の影響もないと考えられることから、土壤汚染を項目として選定する必要はないと考えている。準備書には、2号機リプレースにおける土地取得時の経緯についても詳細を記載したい。</p>
委員	<p>先ほど土地の一部で土壤汚染が確認されたとお聞きしたが、当時購入した土地全体の土壤汚染の状況はどうなっているのか。</p>
事業者	<p>購入した際に、購入した土地全体について土壤汚染の調査を行っており、その結果、土壤汚染が発見されたのが敷地の一部であったということである。</p>
委員	<p>2号機リプレース時の土壤汚染が発見された事案を、この5号機の方法書にも記載することが、事業者としての責任であると思う。</p>
事業者	<p>準備書で記載するようとする。</p>
委員	<p>資料1-2 4.の海域における流況の調査層についてお聞きしたい。</p> <p>海域では夏場と冬場で風が変わるため、海水の層も変わると聞くが、このような季節性も把握できるよう一年を通して実施するということでしょうか。</p>
事業者	<p>一年間、季節ごとに15日間、流況を測定する計器を設置して調査を実施する。併せて、水温についても、季節ごとに表層から海底面までの鉛直分布を測定するため、風の変化や日射の影響による水温の変化の状況を把握できる調査となっている。</p>
委員	<p>魚類に対しても影響を確認するということでよいか。</p>
事業者	<p>魚等の調査も実施するため、評価できると考えている。</p>
委員	<p>人と自然との触れ合いの活動の場について12地点が示されているが、アンケート調査を行う地点、実施件数、質問内容を詳しく教えてほしい。</p>
事業者	<p>まず、アンケート調査の調査地点については、方法書437ページに記載のとおり12地点の内、影響が大きいと考えられる主要な3地点である瀬戸大橋記念公園、番の州公園及び東山魁夷せとうち美術館で行う予定である。</p> <p>アンケート調査の実施件数は、1か所につき100件を目指して実施する。</p> <p>アンケート内容については、当該地点までの交通手段や利用内容について聞き取る予定である。</p>
委員	<p>3か所で300件になるが、300件という数字は、どのような根拠で設定したのか。</p>
事業者	<p>過去の2号機リプレース時にも同程度の調査を実施しており、1か所につき100件あれば十分と判断している。</p>
委員	<p>資料1-3について、一般の方からの意見が提出されており、準備書にはこの一般からの意見と事業者の見解が盛り込まれると思うが、この内容をホームページ等で公開することは考えているのか。</p>
事業者	<p>本意見書をそのまま当社ホームページに掲載する予定はないが、準備書に記載し縦覧期間中に公開することになる。また、今後、経済産業省の審査会の資料としても本資料を提出するため、経済産業省のホームページでも掲載される予定である。</p>
委員	<p>前回の審査会での質問に対しても回答されており、特に問題ない。</p>
委員	<p>私の方も特に問題ないと考えている。</p>
委員	<p>先ほどの土壤汚染に関する指摘を答申に加えていただけるのか、加えるのであればどういう形になるのか。</p>
委員	<p>答申の方でも記載するべきだと考えている。文案については、私の方に一任していただき、各委員にもご確認をお願いしたい。</p> <p>それでは、ご意見・ご質問がある程度出尽くしたようなので、これで「坂出発電所5号機建設設計画」についての議論を終了する。</p>

	<p>意見のある方は、最後にもう一度全体を通して質問の場をとるので、その際にお願いする。では、ここで事業者には退出いただく。</p> <p>(事業者退出)</p> <p>続いて、議題2の「坂出LNG基地増設計画」について、入室確認を行う。</p> <p>事業者の坂出LNG株式会社のほか、環境影響評価方法書の作成に関わる株式会社四電技術コンサルタントの会議への出席について、審査会運営規程に従い、審査会にお諮りする。</p> <p>傍聴希望者の入室と、坂出LNG株式会社ほかの会議への出席について、許可してよろしいか。</p> <p>(委員了承)</p> <p>では、入室を許可する。</p> <p>(事業者入室)</p> <p>議題2の「坂出LNG基地増設計画」について、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	(資料2-1について説明) 資料2-2・資料2-3については、事業者から説明をお願いする。
事業者	(資料2-2・資料2-3について説明)
事務局	(資料2-4・資料2-5について説明)
委員	<p>それでは、事務局からの説明のあった内容を参考にしながら、議論を深めたいと思う。</p> <p>事業者への質問や答申案に関する意見はあるか。</p> <p>まず、私から意見があるが、資料1-4と資料2-4は地元市町長の意見であるが、答申案に十分盛り込まれているか。</p>
事務局	答申を踏まえて作成した知事意見に地元市町長からの意見を添付している自治体もある。
委員	<p>そういった形であれば、地元市町長の意見をしっかりと事業者に伝えられると考える。</p> <p>方法書227ページでは土壤汚染が項目として選定されていない。233ページの非選定理由を見ると、造成等の施工による一時的な影響について「土壤汚染の原因となる物質は使用しない計画であり、土壤に及ぼす影響は極めて小さいことから、環境影響評価の項目として選定しない。」と記載されている。</p> <p>議論すべき内容は、事業実施区域の土壤が汚染されていた場合、その土壤を掘削すると、粉じんの拡散等によって周辺地域に影響を及ぼすおそれがあるかないかという観点だと思うが、見方が違う理由は何か。</p>
事業者	施工にあたって土壤汚染の原因となる物質は使用しないことに加え、資料2-2のとおり、土地を取得した際に土壤汚染がないという報告を受けていることの2点が理由である。
委員	<p>そのような状況であれば、過去の調査で土壤汚染がないことを確認しているため土壤汚染を項目として選定しない、と記載すると素直に理解できる。</p> <p>土壤汚染の原因となる物質を使用しないから土壤汚染がないということしか記載がないのであれば、既に汚染されている土地を掘削した場合に、それが及ぼす影響が考えられるので、調査項目として選定する必要があるのではないかと考える。</p>
事業者	準備書の土地利用履歴にご指摘の内容を記載したい。
委員	方法書の段階で、土壤汚染の項目が選定されていなければ、準備書に土壤汚染に関する記載が全くされないことも考えられる。
委員	<p>先ほどの説明内容について、準備書にしっかりと記載をお願いする。</p> <p>環境影響評価という観点ではなく、防災面であるが、本事業場は沿岸部に立地しており、津波発生時にがれき等が流れてきた場合、絶対に浸水しないとは言い切れないと思う。</p> <p>タンクがあると津波火災の危険性も考えられるが、タンク増設後の防災対策についても明記してほしい。</p>
委員	この点はどのように扱うか。
事務局	<p>本審査会から答申をいただいた後、知事意見を事業者に提出することとなるが、根拠となる香川県環境影響評価条例上は、知事は事業者に対して「環境の保全の見地からの意見」を述べることとなっており、災害や事故のリスクに関する内容は対象となっていない状況である。</p> <p>事業者において、準備書で環境保全措置の一環として記載いただくことや、今この場でご説明いただくことが考えられるが、いかがか。</p>
事業者	<p>今年、香川県地震・津波被害想定が改訂され、南海トラフ巨大地震におけるレベル2の想定では、敷地の一部で30cm未満の浸水のおそれがある。</p> <p>重要設備については、既に30cm以上の高さに設置されており問題ないと考えている。また、既</p>

	存タンクについては高圧ガス保安法に基づいた耐震設計を行っており、新設タンクについてはガス事業法に対応した必要な耐震設計を行う。
委員	承知した。
委員	ガス導管は既設のものを使用することだが、今回のタンク増設に伴って導管を工事する必要はないのか。 四国電力株式会社の坂出発電所 1 号機リプレース時に同社が導管を設置した際、導管の設置場所での希少種の存在が議論になったと思う。今回、四国電力株式会社の「坂出発電所 5 号機建設計画」でも導管の場所が対象となっていないため、念のためにお聞きしたい。
事業者	ガス導管は四国電力株式会社が施工したものだが、1 号機リプレース時に設置した際、将来の増設を予期して余裕を持たせた設計をしていたため、今回はガス導管の工事を行う予定はないと言っている。
委員	資料 2-3 で一般の方からご意見をいただいているが、現状の方法書の内容は、このご意見に十分に対応できるものか、それとも準備書の中で何らかの追加があるのか確認したい。
事業者	弊社としては、方法書に記載している調査内容で十分対応できると考えている。 冷却水の拡散状況について、基地周辺の海域の水温等の現況調査の結果をもとに、数理モデルを用いたシミュレーションを実施するほか、流況調査や水生の動植物の調査を適切に実施する予定である。 また、夜間照明については、もともと方法書には盛り込んでいなかったが、今回いただいたご意見を踏まえて計算し、問題がないレベルであることを確認している。
委員	先ほど事業者から回答いただいた内容は、今後、ホームページ等で公開される予定はあるか。
事務局	準備書の段階で、一般の方からのご意見に対する見解を記載することとなっている。 このため、先ほどのご回答が記載されたうえで準備書の公告・縦覧が行われる。
委員	景観について、方法書 98 ページで、主要な眺望点 4 地点から見たフォトモンタージュ法等により予測することが記載されている。 現状のタンクでも、瀬戸大橋を岡山から香川に向かって通ったとき、「S A K A I D E L N G」という大きな表示が目に入り、非常にインパクトがある。 主要な眺望景観として、瀬戸大橋から見る角度でのフォトモンタージュ法等による評価はできないのか。現状の主要な眺望点 4 地点より、見る人がずっと多いと思う。
事業者	弊社も当初、瀬戸大橋から見る景観を評価したいと考えたが、撮影のための側道への停車は追突事故のリスクが高いということで、高速道路の管理者の了解が得られなかつたため、調査位置から除外したという経緯がある。
委員	瀬戸大橋からの角度が重要であると事業者も認識しているのであれば、例えば、そのアングルでドローンを使った撮影などは考えられないのか。
事業者	落下時のリスクも考えると、瀬戸大橋近辺でのドローンの使用は難しいと考える。 瀬戸大橋からの眺望景観の代替として、近似にはなるが、与島展望台を選定している。
委員	瀬戸大橋タワーも調査位置となっているが、地上からか、それともタワーの上からか。 タワーの上からであれば、瀬戸大橋からの眺望に近いと思われる。
事業者	タワーの上からである。瀬戸大橋より高い位置であり、既存タンクを眺めることができる。
委員	瀬戸大橋の玄関口であり、景観について十分に議論したいと思う。特に瀬戸大橋からの角度は重要なと思うので、準備書で工夫して記載をお願いしたい。
委員	景観という観点では、本来は海からという視点があるため、瀬戸大橋でなくとも、無理をせずに海から撮影できる場所でも別段構わないと思う。
委員	資料 2-5 7.について、公表するのは事業者ということでよいか。また、継続してというのは、永久にということか。
事務局	ここで記載している公表する主体は事業者である。また、できる限り継続してという意味である。
委員	「インターネット」に限定しているのは、どのような理由か。 よく「インターネット等」という表現を見かけるが、インターネットに絞らず「等」があった方が良いのではないか。
事務局	閲覧者の利便性を考え、インターネットが好ましいという意味合いである。 環境影響評価図書自体が、基本的には公告・縦覧期間しか閲覧できないものであるが、それを一步進めて、縦覧期間終了後も閲覧できるように努めてください、という趣旨である。

	自主的に紙で公開することも良いと思うので、ご指摘を踏まえ、表現を検討する。
委員	「インターネット」ではなく「ウェブ配信」という言い方はしないのか。
事務局	国でも「インターネット」という表現が多いと思う。
委員	<p>ご意見・ご質問がある程度出尽くしたようなので、これで「坂出LNG基地増設計画」についての議論を終了する。</p> <p>では、ここで事業予定者には退出いただく。</p> <p>(事業者退出)</p> <p>本日の2つの議題が終了したが、審査会による議論はここまでとし、答申の文案については私に一任していただきたいが、よろしいか。</p> <p>(委員了承)</p> <p>事務局から連絡事項をお願いする。</p>
事務局	(会議録の作成及びホームページへの掲載等について説明)
委員	他に意見がなければ、本日の議事はこれで終了する。長時間のご審議に感謝する。